

令和7年度
津軽北部二期農業水利事業

出崎機場他建屋補修補足設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

津軽北部二期農業水利事業出崎機場他建屋補修補足設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、国営津軽北部二期土地改良事業変更計画に基づき、補修を行う出崎機場他建屋について工事実施に必要な補足設計を行うものである。

(場 所)

第1－3条

本業務の対象施設は、以下のとおりで別添位置図に示すとおりである。

出崎機場 ： 青森県つがる市稲垣町沼館田光地内

芦野揚水機場：青森県北津軽郡中泊町芦野地内

(業務概要)

第1－4条 本業務の概要は次のとおりである。

(1) 建築設備（出崎機場、芦野揚水機場）の補修補足設計 1式

(土地の立入り等)

第1－5条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－6条

本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等を示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等
		建設－鋼構造及びコンクリート
		農業－農業土木、農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	
建築士（1 級、2 級）		

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年月日
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」	(社)農業農村工学会	平成 30 年 5 月 (一部改訂)
2	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官 房官庁営繕部制定	令和 7 年 3 月
3	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省大臣官 房官庁営繕部制定	令和 7 年 3 月
4	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省大臣官 房官庁営繕部制定	令和 7 年 3 月
5	建築構造設計基準	国土交通省大臣官 房官庁営繕部制定	令和 3 年 3 月

(設計条件)

第 2－2 条 設計作業における対象施設は、次のとおりである。

(1) 建築設備

- 1) 出崎機場建屋 : 鉄骨構造 延床面積 304m²、
電気設備 1 式 機械設備 1 式
- 2) 芦野揚水機場建屋 : 鉄骨構造、延床面積 501m²、
電気設備 1 式 機械設備 1 式

(参考図書)

第 2－3 条

設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	制定 (改訂) 年月日
1	農業水利施設の機能保全の手引き	令和 5 年 4 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場 (ポンプ設備)」	平成 27 年 2 月
3	実務家のための最新ポンプ設備工学ハンドブック	平成 19 年 8 月

(貸与資料)

第 2－4 条

貸与資料は、次のとおりである。

区 分	貸 与 資 料	数 量
計画関係資料	国営津軽北部二期土地改良事業変更計画書	1 冊
現況関係資料	出崎機場出来形図面	1 式
	芦野揚水機場出来形図面	1 式
業務報告書	平成 27 年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場実施設計業務 報告書	1 式
	平成 29 年度津軽北部二期農業水利事業 出崎機場補足設計業務 報告書	1 式
	平成 29 年度津軽北部二期農業水利事業 芦野揚水機場実施設計業務 報告書	1 式

(適用する図書と貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－1 条及び第 2－4 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第2-6条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)

のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真

の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-1「設計作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

また、補修概要については、別紙-2に示すとおりとし、設計済を含め各作業について全体として取りまとめるものとする。

設計作業項目表 【設計対象施設：出崎機場建屋、芦野揚水機場建屋】

作 業 項 目	数 量	備 考
1 現地調査	1 式	
2 資料の検討	1 式	
3 建築設備の補修補足設計	1 式	
4 施工計画	1 式	
5 特別仕様書作成	1 式	
6 概算工事費積算	1 式	
7 積算参考資料作成	1 式	
8 点検取りまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の

章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照
- ・新技術情報システム（NETIS）は、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照

- （６）数量算出に当たっては、「公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」及び「公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づき作成するものとする。

なお、該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- （７）設計図書の作成に当たっては、「建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」及び「建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」に基づき作成するものとする。

なお、該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第３－３条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。
ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- （ア）設計条件・前提条件
 - （イ）業務計画の妥当性
 - （ウ）スケジュール
 - （エ）設計変更内容
 - （オ）その他：事業連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 業務管理

(業務管理)

第4－1条

(1) 情報共有システムの業務について

本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（設計段階）

第3回 中間打合せ（施工計画作成段階）

第4回 中間打合せ（積算参考資料作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを

含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

また、第 2 回、第 3 回及び第 4 回の打合せについては、発注者が招集する Microsoft Teams による Web 会議を原則とする。

第 6 章 成果物

(成果物)

第 6－1 条

成果物を共通仕様書第 1 章第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部提出するものとする。

2 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第 6－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 225-1

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所

第 7 章 契約変更

(契約変更)

第 7－1 条

業務請負契約書 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2－2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 5－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 6－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) 対象施設を変更・追加する場合

- (8) 計画通知等の手続について追加する場合
- (9) 営繕積算システムの利用月に変更が生じた場合
- (10) その他

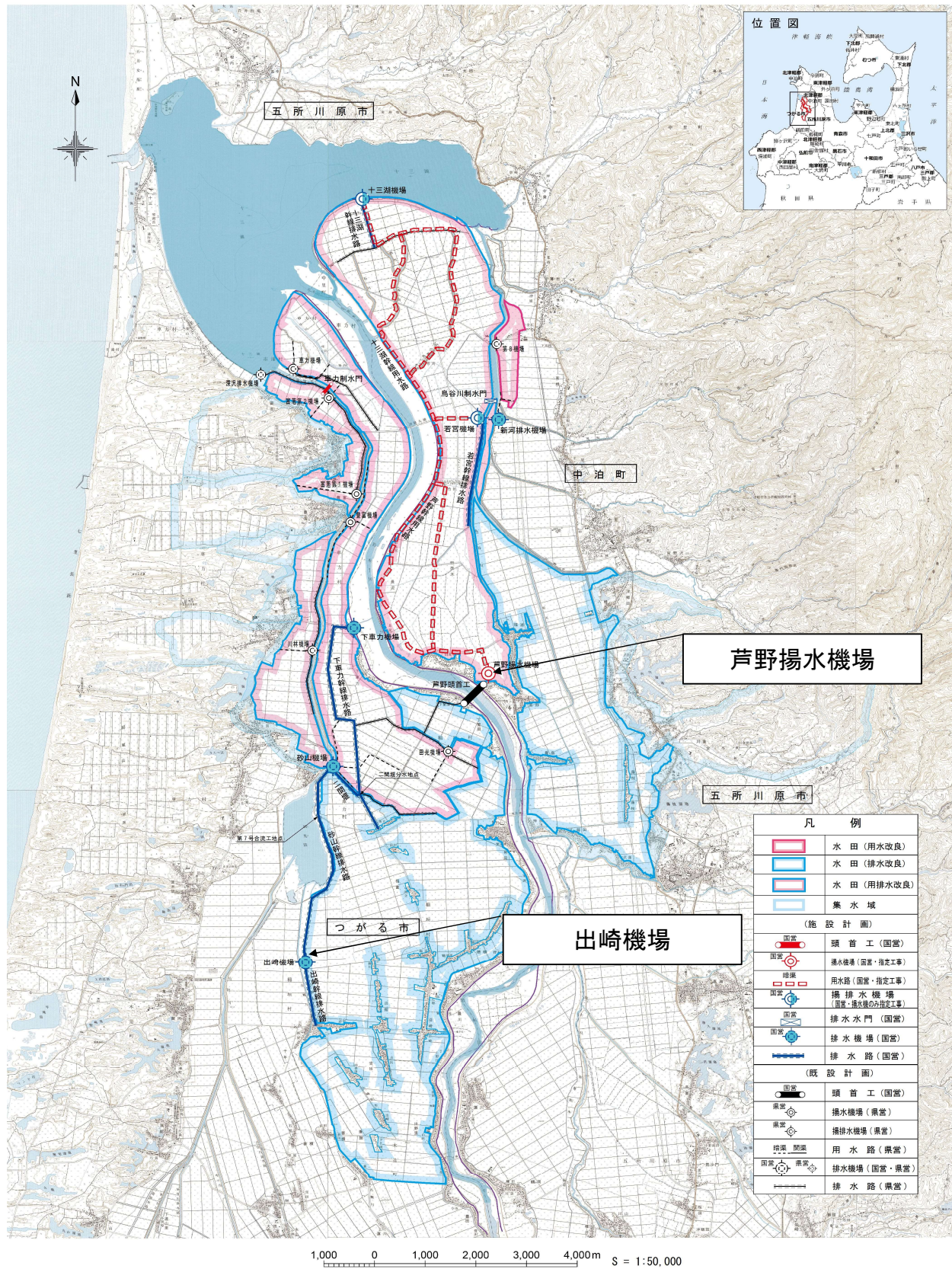
第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 津軽北部二期農業水利事業
出崎機場他建屋補修補足設計業務 位置図



別紙－１ 「設計作業項目内訳表」

【設計対象施設：出崎機場建屋、芦野揚水機場建屋】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1 現地調査	補足設計に必要な現地調査を行う。	○
2 資料の検討	補足設計のための資料収集を行うとともに、貸与資料の内容を把握する。	○
3 建築設備の補修補足設計	過年度の実施設計で策定した補修計画及び工事発注のための設計図、数量計算の精査を行う。	○
4 施工計画	補修計画に基づく施工計画（工程計画を含む）の作成を行う。	○
5 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。※ 1	○
6 概算工事費積算	下記7-3 営繕積算システム入力を利用し、概算工事費を算定する。※ 2	○
7 積算参考資料作成 7-1 積算資料及び施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。	○
7-2 別紙明細の作成	単価を作成する際、各歩掛を組み合わせて構成した方が適切な場合には別紙明細（国土交通省官庁大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書作成様式（建築工事編・設備工事編）」に基づく「別紙明細」をいう。）の作成を行う。	○
7-3 営繕積算システム入力	営繕積算システムを利用して内訳を作成する。	○
8 点検取りまとめ	各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

※1 特別仕様書とは農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等共通仕様書」1-1-2の3に規定する特別仕様書をいう。なお、特別仕様書には、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」1.1.1一般事項(4)(イ)、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」1.1.1一般事項(3)(イ)及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」1.1.1一般事項(3)(イ)に規定する「現場説明書」の内容を網羅するものとする。

※2 積算は、「土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について」（平成13年3月22日12農振第1686号農林水産省農村振興局整備部長通知Ⅱ.土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第2適用範囲に基づき、国土交通省の基準等によるものとする。国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準単価積算基準」第1編総則2.単価及び価格の算定（4）上記以外の単価及び価格を採用する場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事見積標準書式」を用いて、複数者より見積を徴取するものとする。

補修概要

補修案		出崎機場	芦野揚水機場
建築工事	・ 屋根塗替、取替	◎	○
	・ 軒樋新設	◎	
	・ 外壁補修	◎	◎
	・ 内壁補修		◎
	・ シャッター補修	◎	◎
	・ ドア取替	◎	
	・ 衛生器具（便器、洗面器）取替	○	◎
電気設備工事	・ 照明器具取替（天井含む）	○	○
	・ 電気設備更新	◎	
	・ 電線の更新	○	
機械設備工事	・ 換気扇取替		◎
	・ F F ストープ、燃料タンク新設（防油堤）	○	
	・ 排水管の更新	○	
	・ 操作室の空調設備の新設	○	

※◎設計済、○補足設計対象